

# 社会福祉法人制度改革 留意事項

法人指導課

## ◆法人指導監査において、指摘事項が多かった事項

- 評議員会の招集にあたっては、理事会の決議により評議員会の日時・場所・議題・議案を定めること。  
(ガイドライン1-3-(2)-1)
- 評議員会（理事会）の決議を行う際は、特別の利害関係を有する評議員（理事）の存否について、その決議を行う前に、法人が各評議員（理事）について確認すること。 P5へ  
(ガイドライン1-3-(2)-2、1-6-(1)-2)
- 評議員会議事録には、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。  
(ガイドライン1-3-(2)-3)
- 監事の選任に関する議案を評議員会に提出する際は、監事の過半数の同意を得ること。  
(ガイドライン1-5-(2)-1)

- 監事は理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べること。  
また、理事会においては、監事が出席できるよう日程調整等の配慮を行うこと。  
(ガイドラインⅠ-5-(3))
- 「定款施行細則」については、社会福祉法改正に対応した改正を行うこと。  
(ガイドラインⅠ-6-(1)-3)
- 理事長（及び業務執行理事）は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告を行うこと。 P6へ  
(ガイドラインⅠ-6-4)
- 役員等報酬基準について、評議員会、理事会の出席等のための交通費は、実費相当額を超えて支給する場合は報酬に含まれるものであるので、支給基準の見直しをすること。 P4へ  
(ガイドラインⅠ-8-1)
- 8) 役員等の報酬等は、役員等報酬規程に従って支給すること。  
(ガイドラインⅠ-8-(3)-1)

- **定款に記載されている内容と事実が異なるため、必要な定款変更を行うこと。**

(ガイドラインⅡ-1-1)

- **登記事項について変更が生じた場合は、2週間以内に変更登記を行うこと。  
(未登記の場合は文書指摘)**

(ガイドラインⅢ-4-(4)-3)

- **資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記を行うこと。  
(未登記の場合は文書指摘)**

(ガイドラインⅢ-4-(4)-3)

- **定時評議員会の招集の際には、理事会で承認を受けた計算書類・事業報告及び監査報告を評議員に提供すること。**

(社会福祉法45条2、施行規則第2条の3の8)

## ■報酬等と費用弁償の違い

- ◆ 「報酬等」とは・・・職務執行の対価
  - ・ 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当（退職慰労金）のこと。
  - ・ 評議員会、理事会出席等のための交通費など、実費相当額を支給する場合は報酬に該当しない。
- ◆ 「費用弁償」とは・・・実費（交通費、宿泊費等）の償い
  - ・ 職務の執行等に要した経費を償うために支給される金銭のこと。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ & A

(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課H29. 2. 6改訂)

報酬 問45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。  
答 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

## ■利害関係の有無の確認方法

確認方法について特段の定めはありませんが、招集通知により各理事に利害関係の有無について届出・申出を依頼するなど、確認漏れが生じない仕組みを構築することが望ましいです。

- 招集通知や内部規程により事前に届出を依頼し、特別の利害関係を有する理事がない場合には、議事録への記載は不要とされています。理事会当日に、利害関係者の有無について確認する場合は、該当者がいない旨を議事録に明記します。

《議事録記載例》

「本議案について、特別の利害関係を有する理事がないこと確認した。」

「理事〇〇〇〇は、本議案の契約の相手方である株式会社〇〇代表取締役であり、特別の利害関係を有するため、決議に加わらなかった。」

## ■ 理事会の報告事項

- ① 理事長及び業務執行理事の職務執行状況
- ② 理事の競業取引の報告 P7へ
- ③ 理事の利益相反取引の報告 P8へ
- ④ 監事による理事の不正行為等の報告

①については、法人の定款の定めに基づき、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません。この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。

〈定款例〉

第十七条 3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上（毎会計年度に4月超える間隔で2回以上）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

②③④については、理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを省略することができます。

## 競業取引について

競業取引を行う場合は、理事は、理事会で取引の重要な事実を開示して事前に承認を受ける必要があります。  
また、取引後遅滞なく理事会に事後報告しなければなりません。

「重要な事実」・・・具体的な取引の主な内容（取引相手が誰か、取引の目的物は何か、取引数量や価格など）

- 理事が、自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をする場合



法人が実際に行う事業と市場において取引が競合し、  
法人と理事の間に利益の衝突が生じる可能性がある取引



# 利益相反取引について

利益相反取引を行う場合は、理事は、理事会で取引の重要な事実を開示して事前に承認を受ける必要があります。また、取引後遅滞なく理事会に事後報告しなければなりません。

「重要な事実」・・・具体的な取引の主な内容（取引相手が誰か、取引の目的物は何か、取引数量や価格など）

- 理事が、自己又は第三者のために法人と取引をする場合（直接取引）  
例えば・・・法人が理事個人と契約する場合。  
理事が代表する会社と契約する場合。
- 法人が理事の債務を保証することその理事以外のものとの間において法人と当該理事との利益が相反する取引をするとき（間接取引）  
例えば・・・理事の債務を法人が引き受けること。

## ◆決議の省略

### 評議員会決議の省略の要件

- ① 理事が評議員会の目的事項について提案したこと
- ② 当該提案について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと

要件を満たす場合には、決議を省略することができます。  
(社会福祉法第45条の9第10項、一般法人法194条1項)

#### ～法人指導課コメント～

評議員会は理事会の決議に基づき理事（長）が招集するものであり、評議員会を招集しないで行われる「決議の省略」を行う場合でも、理事会において、評議員会の決議の省略を行うことを諮り、議題・議案を決議することが適当であると考えます。

## 理事会決議の省略の要件

- ① 理事会の決議の省略に関する定款の定めがあること
- ② 理事が理事会の決議の目的である事項について提案すること
- ③ 当該提案につき理事（当該事項の決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたこと
- ④ 監事が当該提案について異議を述べていないこと

以上のすべての要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができます。（社会福祉法第45条の14第9項、一般法人法96条）

### ～法人指導課コメント～

社会福祉法人は、理事相互が十分な討議を行って意思決定することが本来です。理事会は、テレビ会議や電話会議の方法による開催も認められていることから、安易に「決議の省略」を行うべきではないと考えています。